## 京都市告示第642号

平成27年4月1日から、平成26年11月21日付け京都市告示第406号の一部を次のように改めます。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

項目	変更前	変更後
名称	行財政局市税事務所税務事務専用	市税事務所税務事務専用京都市長
	京都市長之印第1号	之印第1号
用途	市民税(普通徴収の方法により徴収	市税事務所市民税室において所掌
	するもの及び老齢等年金給付から	する事務
	特別徴収の方法により徴収するも	
	のに限る。)に係る事務	

(行財政局税務部税制課)